

- 本県ではこれまでも保健医療行政による感染拡大防止と経済対策の取組みによる社会経済活動との両立を図ってきた
- 今後も県民の命と暮らしを守りながら新型コロナウイルス対策に積極的に取り組む

1. 検査体制の拡充

①行政検査の充実

県60検体／日→100検体／日に増強

②PCR等検査機器を設置する病院を拡充

- ・現在10病院に設置→16病院に増強予定
- ・さらに、コロナとインフルエンザなど複数のウイルスを同時に検出可能な機器を2病院に設置予定

③抗原検査の実施可能な診療所等医療機関を拡充

- ・集合契約によってこれまで以上に抗原簡易キットで検査が可能となる

3. 保健所体制の整備

- ・保健所職員は疫学調査や感染者等の健康観察など感染拡大防止に専念できるような体制を維持
- ・県立保健所間の相互応援を必要に応じて実施
- ・県立保健所と看護協会や管轄市町村保健師の応援体制整備
- ・自宅療養者の対応について圏域ごとに対応整備

2. 医療提供体制の確保

- ・感染者は初期に悪化する可能性があるため全員入院させて経過観察をきちんとするとともに適切な治療を行う体制を維持
- ・退院基準に沿って退院させるが、病床の満床状況により、回復期にある者を宿泊療養に移行する
- ・感染拡大に備え400床の病床を確保予定
- ・重症者用病床は40床を確保予定
- ・検体採取可能医療機関は65機関
- ・本県独自に推奨しているクリニック受診から検体採取可能医療機関紹介システムを継続

4. その他

- ・今秋から冬にかけて流行すると思われるインフルエンザによる重症化を予防するためインフルエンザの予防接種を市町村とともに勧奨